さくら市社会福祉協議会事業部会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会(以下「本会」という。) 定款第18条第3項に規定する部会について必要な事項を定める。

(事業部会の設置)

第2条 本会の事業において、各界各層より幅広く意見を取り入れるため、前 条に定める部会に事業部会を置く。

(所掌事務)

- 第3条 事業部会は、事業計画に基づく事業全般の検討及び推進並びに次年度 の事業計画を企画する。
- 2 事業部会は、本会の事業に関し、会長の諮問に答え又は意見を具申することができる。

(組織)

- 第4条 事業部会は、会員のうち次の各号に掲げる役員及び評議員並びに公募による市民のなかから、それぞれに定める数を会長が委嘱又は任命する部会員をもって組織する。
 - (1) 役員

民生児童委員連合会1名区長会1名行政主管課1名学識経験者1名

(2) 評議員

民生児童委員協議会1名区長会1名福祉団体1名教育機関1名ボランティア1名

(3)一般公募

市民 4名

(公募による選考)

第5条 前条第3号の公募による選考は、幹部会において選任し、理事会及び 評議員会において報告するものとする。

(会員の任期)

第6条 事業部会の会員(以下「会員」という。)の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会員が欠けた場合における補欠の会員の任期は、前任者の 残任期間とする。 (部会長及び副部会長)

- 第7条 事業部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、会員の互選による。
- 3 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 事業部会の会議(以下「会議」という。) は部会長が召集する。 ただし、最初に開かれる会議は、本会会長が召集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 (庶務)
- 第9条 事業部会の庶務は、本会事務局において処理する。 (その他)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、事業部会の運営に関し必要な事項は、 部会長が会議に諮って定める。

附則

この規程は、平成17年 9月30日から施行する。